平成２１年（フ）第２４０号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道２番地７
債務者　清水　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
青森県三戸郡南部町大字椛木字袖久保24番地40
債務者　日向端悦子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
青森県八戸市八太郎５丁目16番18号、旧住居表示青森県八戸市大字河原木字蓮沼１番地48
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
青森県八戸市大字新井田字寺沢10番地30　ボンジュール横浜Ｃ306、前住所青森県八戸市大字新井田字林ノ上１番地102
債務者　小堀内新吾
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
青森県八戸市長苗代２丁目３番２号　上村住宅Ｅ号、前住所東京都世田谷区瀬田３丁目11番12号　レオパレスデ・ルシア105
債務者　白山　貴之
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
青森県八戸市大字鮫町字上松苗場11番地８、前住所岩手県盛岡市月が丘２丁目15番２―204号
債務者　田代華寿枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
青森県十和田市東十三番町21番60号　第２コーポイチノへ７号、住民票上の住所青森県十和田市西二十二番町19番８号
債務者　内澤　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１７号
青森県三沢市南町２丁目31番地3582号
債務者　中川原靜枝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１８号
青森県十和田市西一番町20番22号
債務者　佐々木豊子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１９号
青森県上北郡おいらせ町東下谷地45番地100
債務者　大里　　強
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２０号
青森県上北郡おいらせ町向川原２番地１
債務者　中村　明樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２１号
青森県三沢市大字三沢字南山67番地12号
債務者　鳥山　順子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６０６号
岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代127番地２
債務者　森田　　陽
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６３３号
盛岡市緑が丘１丁目１番６号
債務者　田村　タエ
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２９４号
群馬県伊勢崎市乾町６番地10
債務者　小保方良幸
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
群馬県前橋市幸塚町15番地３
債務者　松木　富夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
群馬県伊勢崎市山王町152番地14
債務者　長田エリオ（ＮＡＧＡＴＡ　ＨＥＬＩＯ　ＷＡＴＡＲＵ）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所